

改正 UK REACH 規則が公布され、 登録期限延長と有害性分類等が規定

英国政府は、改正 UK REACH 規則を 2026 年 7 月 16 日に公布し、2026 年 8 月 6 日に発行しました。

新しい登録期限	現在の登録期限	登録トン数帯及び危険有害性
2029年10月27日	2026年10月27日	・1,000t/年以上製造または輸入される物質 ・発がん性、変異原性、生殖毒性物質(CMR物質) : 1t/年以上 ・非常に強い水生毒性(急性/慢性): 100t/年以上 ・2027年10月27日までに候補リストに収載されたSVHCが対象
2030年10月27日	2028年10月27日	・100t/年以上製造または輸入される物質 ・2027年10月28日から2028年10月27日の期間に候補リストに追加されたSVHCが対象
2031年10月27日	2030年10月27日	・1t/年以上製造または輸入される物質

今回は、登録期限だけでなく、各期限の対象となる SVHC の候補リスト収載時期も改正されています。

なお、ATRm* (Alternative Transitional Registration model, 代替移行登録モデル) に関しては、まだ公表されていません。詳細及び法制化については、引き続き当局の発表を確認する必要があります。

ATRm* : EU のデータパッケージは、多大なコストがかかるため、UK REACH の規制当局がヒトの健康と環境の保護という責務を果たしかつ、企業のコストを削減することを目的としている代替移行モデル

参考 :

UK Legislation (legislation.gov.uk) | The REACH (Amendment) (No. 2) Regulations 2026

<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2026/849/regulation/4/made>

UK Legislation (legislation.gov.uk) | Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council, Article 127P, Post-IP completion periods used in this Title

<https://www.legislation.gov.uk/eur/2006/1907/article/127P>

本資料は、調査時点における公開情報および信頼できる情報源に基づいて作成されたものです。記載内容の正確性・完全性・最新性には十分配慮しておりますが、情報の解釈や記載の誤り、または関連情報の見落としが含まれる可能性があります。

最終的な判断・対応につきましては、最新情報等をご確認の上、事業者自身の責任で行っていただくようお願いいたします。

当社は、本資料の内容に基づく判断・行動により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門

〒160-0017 東京都新宿区左門町 16 番地 1 四谷 TN ビル 5 階

HP : <https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>